

座間市指定相当訪問型サービス 料金早見表

【利用者負担算出方法】

地域単価（10.7）×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）
〇〇円－（〇〇円×保険者負担割合（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）
※座間市（5級地）の地域単価は10.7円
※保険者負担割合は1割負担の場合：0.9、2割負担の場合：0.8、3割負担の場合：0.7

- ・この表は新規指定申請等の際に、事業所が利用料金表を作成するために参考として作成したものです。実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。
- ・「所定単位数の100分の〇に相当する単位数」等と規定されている加算・減算は下表には記載していませんが、必要に応じて料金表に記載してください。

座間市指定相当訪問型サービス費			単位数	利用者負担額			
				1割	2割	3割	
基本額	訪問型サービス費 1 1	1 週間に 1 回程度の場合	1, 176	1, 259	2, 517	3, 775	1 月につき
	訪問型サービス費 1 1 日割		39	42	84	126	1 日につき
	訪問型サービス費 1 2	1 週間に 2 回程度の場合	2, 349	2, 514	5, 027	7, 541	1 月につき
	訪問型サービス費 1 2 日割		77	83	165	247	1 日につき
	訪問型サービス費 1 3	1 週間に 2 回を超える程度の場合	3, 727	3, 988	7, 976	11, 964	1 月につき
	訪問型サービス費 1 3 日割		123	132	264	395	1 日につき
加算	初回加算		200	214	428	642	1 月につき
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100	107	214	321	
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	214	428	642	
	口腔連携強化加算		50	54	107	161	1 回につき

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算（１月につき）	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 24.5\%)^{\ast 2} \times 10.7$
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 22.4\%)^{\ast 2} \times 10.7$
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 18.2\%)^{\ast 2} \times 10.7$
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 14.5\%)^{\ast 2} \times 10.7$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 22.1\%)^{\ast 2} \times 10.7$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 20.8\%)^{\ast 2} \times 10.7$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 20.0\%)^{\ast 2} \times 10.7$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 18.7\%)^{\ast 2} \times 10.7$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 18.4\%)^{\ast 2} \times 10.7$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 16.3\%)^{\ast 2} \times 10.7$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 16.3\%)^{\ast 2} \times 10.7$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 15.8\%)^{\ast 2} \times 10.7$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 14.2\%)^{\ast 2} \times 10.7$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１０）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 13.9\%)^{\ast 2} \times 10.7$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１１）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 12.1\%)^{\ast 2} \times 10.7$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１２）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 11.8\%)^{\ast 2} \times 10.7$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１３）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 10.0\%)^{\ast 2} \times 10.7$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１４）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\ast 1} \times 7.6\%)^{\ast 2} \times 10.7$

※１ 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※２ １単位未満の端数四捨五入

※３ 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の利用者負担額は、
上記額－（上記額×負担割合（１円未満切り捨て））

座間市指定相当通所型サービス 料金早見表

【利用者負担算出方法】

地域単価（10.45）×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×保険者負担割合（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※座間市（5級地）の地域単価は10.45円

※保険者負担割合は1割負担の場合：0.9、2割負担の場合：0.8、3割負担の場合：0.7

・この表は新規指定申請等の際に、事業所が利用料金表を作成するために参考として作成したものです。実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

・「所定単位数の100分の〇に相当する単位数」等と規定されている加算・減算は下表には記載しておりませんが、必要に応じて料金表に記載してください。

指定相当通所型サービス費			単位数	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
基本額	通所型サービス費 （1 週当たりの標準的な回数を定めている場合）	事業対象者・要支援 1	1, 798	1, 879	3, 758	5, 637
		事業対象者・要支援 1 （日割）	59	62	124	185
		事業対象者・要支援 2	3, 621	3, 784	7, 568	11, 352
		事業対象者・要支援 2 （日割）	119	125	249	373
	生活機能向上グループ活動加算		100	105	209	314
	若年性認知症利用者受入加算		240	251	502	753
	栄養アセスメント加算		50	53	105	157
	栄養改善加算		200	209	418	627
	口腔機能向上加算（Ⅰ）		150	157	314	471
	口腔機能向上加算（Ⅱ）		160	168	335	502
	一体的サービス提供加算		480	502	1, 004	1, 505
	サービス提供 体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1	88	92	184	276
		事業対象者・要支援 2	176	184	368	552
	サービス提供 体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援 1	72	76	151	226
		事業対象者・要支援 2	144	151	301	452
	サービス提供 体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援 1	24	25	50	75
		事業対象者・要支援 2	48	51	101	151
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100	105	209	314
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200	209	418	627
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（1 回につき）		20	21	42	63
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（1 回につき）		5	6	11	16
	科学的介護推進体制加算		40	42	84	126
減算項目				1 割	2 割	3 割
	通所型独自サービス同一建物減算	事業対象者・要支援 1	-376	-393	-786	-1, 179
		事業対象者・要支援 2	-752	-786	-1, 572	-2, 358
	通所型独自送迎減算		-47	-50	-99	-148

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算（１月につき）	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 9.2\%)^{\text{※2}} \times 10.45$
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 9.0\%)^{\text{※2}} \times 10.45$
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 8.0\%)^{\text{※2}} \times 10.45$
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 6.4\%)^{\text{※2}} \times 10.45$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 8.1\%)^{\text{※2}} \times 10.45$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 7.6\%)^{\text{※2}} \times 10.45$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 7.9\%)^{\text{※2}} \times 10.45$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 7.4\%)^{\text{※2}} \times 10.45$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 6.5\%)^{\text{※2}} \times 10.45$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 6.3\%)^{\text{※2}} \times 10.45$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 5.6\%)^{\text{※2}} \times 10.45$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 6.9\%)^{\text{※2}} \times 10.45$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 5.4\%)^{\text{※2}} \times 10.45$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１０）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 4.5\%)^{\text{※2}} \times 10.45$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１１）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 5.3\%)^{\text{※2}} \times 10.45$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１２）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 4.3\%)^{\text{※2}} \times 10.45$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１３）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 4.4\%)^{\text{※2}} \times 10.45$
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１４）	$(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 3.3\%)^{\text{※2}} \times 10.45$

※１ 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※２ １単位未満の端数四捨五入

※３ 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の利用者負担額は、
上記額－（上記額×負担割合（１円未満切り捨て））